

がん対策推進条例の早期制定を求める意見書

わが国では、諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進んでおり、高齢者のがん患者がさらに増加することが見込まれます。

さらに、がん対策で、「将来にわたって持続可能ながん対策の実現」「すべてのがん患者が尊厳をもった生き方を選択できる社会の構築」「小児期、AYA世代、高齢期などのライフステージに応じたがん対策」などが必要という指摘もあります。

様々な課題がある中で、がん対策推進条例は、都道府県においては41道府県で制定されています。「条例」は、自治体がん対策を進める決意を示すとともに、がん対策を住民とともに進めるうえで大きな役割を果たしていると考えています。

立川市議会では、すでに東京都に対して2007年3月に条例制定を求めて意見書を提出していますが、いまだに制定されていないのは残念です。

そこで、改めて、立川市議会として、東京都が、がん対策推進条例の制定を行うように求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年10月1日

立川市議会
議長 福島正美